航空自衛隊達第32号

防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令(平成19年防衛省訓令第66号)第36条の規定に基づき、航空自衛隊における施設の取得等に関する達を次のように定める。

平成 1 9 年 8 月 2 8 日

航空幕僚長空将田母神俊雄

改正

平成24年3月23日 航空自衛隊達第12号 平 成 2 5 年 3 月 2 5 目 航空自衛隊達第1 5 年 7 月 3 平 成 2 航空自衛隊達第6 1 日 뭉 平成26年3月2 航空自衛隊達第1 4 日 平成28年1月29日 航空自衛隊達第2 号 平成29年6月2 航空自衛隊達第 3 目 平成31年3月26日 航空自衛隊達第1 1 号 航空自衛隊達第1 令和元年5月13 日 令和5年3月16日 航空自衛隊達第13号

航空自衛隊における施設の取得等に関する達(登録外報告)

目 次

第1章総則(第1条一第4条)

第 2 章 基 本 計 画 書 に 係 る 資 料 の 作 成 等 (第 5 条 ・ 第 6 条)

第3章 実施計画書の作成等及び臨時的施設等の 使用完了報告

第 1 節 購入等及び直轄工事 (第 7 条 - 第 1 0 条)

第2節 部隊施工工事 (第11条・第12条)

第3節 部隊外注工事 (第13条一第17条)

第4節 臨時的施設等の使用完了報告(第18条)

第 4 章 工事の検査、受領、報告等(第 1 9 条 - 第 2 2 条)

第 5 章 雑則 (第 2 3 条)

附則

第 1 章 総 則

(趣旨)

第1条この達は、航空自衛隊における施設の取得等を適切かつ円滑に実施するために必要な事項を

定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この達において用いる用語の意義は、防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令(以下「訓令」という。)、防衛省所管国有財産(施設)の取扱いに関する訓令(昭和38年防衛庁訓令第30号。以下「財産訓令第30号。以下「財産計会第30号。以下「財産計会の取扱いに関する達(昭和51年航空自衛隊連第9号。以下「取扱達」という。)に規定する用語の意義によるほか、次に定めるところによる。
 - (1) 部隊等 編制部隊及び独立して所在する編制単位群部隊並びに機関並びに航空幕僚監部をいう。
 - (2) 取得等要求機関の長 訓令第4条第7号ウに 規定する幕僚長が指定する者は、別に通達で定 めるものを除き、別表に定めるものをいう。
 - (3) 使用隊等 取扱達第2条第10号に規定する 使用隊等をいう。

(4)購入等 訓令第4条第2号に規定する施設の取得等のうち、同条第3号に規定する工事を除くものをいう。

(取得等要求機関の長の業務)

- 第 3 条 取 得 等 要 求 機 関 の 長 は 、 次 に 掲 げ る 業 務 を 行 う も の と す る 。
 - (1) 取得等に関する要望の総括に関すること。
 - (2) 取得等の実施についての協力に関すること。
 - (3) 関係部隊等の長との調整に関すること。
- 取得等要求機関の長は、前項の業務を実施するに当たり、取得等の対象となる施設が遠隔地にある場合等やむを得ないときは、当該業務の一部を他の適当な者に委任することができる。

(予算要求基礎資料の作成)

- 第4条 取得等要求機関の長は、訓令第5条第1項に規定する予算要求に係る基礎資料を作成する場合には、地方防衛局長等の技術的協力を求めるものとする。
- 2 取得等要求機関の長は、前項の技術的協力を得 た場合には、その内容を航空幕僚長 (施設課長気

付)に報告するものとする(登録外報告)。

第2章 基本計画書に係る資料の作成等 (基本計画書に係る資料の作成)

第5条取得等要求機関の長は、訓令第6条に規定する基本計画書の作成に必要な資料を、その都度、航空幕僚長(施設課長気付)に報告するものとする(登録外報告)。

(基本計画書の変更)

第6条取得等要求機関の長は、訓令第7条第1項各号に掲げる事項に該当する変更を必要とする場合には、その都度、基本計画書の変更に必要な資料を作成し、速やかに航空幕僚長(施設課長気付)に報告するものとする(登録外報告)。

この場合において、作成する資料の様式は、訓令別紙様式第3及び別紙様式第4を準用する。

第3章 実施計画書の作成等及び臨時的施設 等の使用完了報告

第 1 節 購入等及び直轄工事

(実施計画書作成のための連絡調整)

第7条取得等要求機関の長は、訓令第8条第3項

に規定する地方防衛局長等との連絡調整を実施した場合は、その内容を航空幕僚長(施設課長気付)に報告するものとする(登録外報告)。

(図面等の検討)

第8条 取得等要求機関の長は、地方防衛局長等から設計図面、取得図面等の提示を受けた場合において、その内容を具体的に検討し、変更又は修正を必要とする場合には、地方防衛局長等と協議するものとする。

(購入等及び施工についての協力)

第9条 取得等要求機関の長は、地方防衛局長等が 実施する購入等の手続、実施計画書の作成に必要 な施設の調査、工事現場の管理等について必要な 協力を行うものとする。

(進ちょく状況等の把握と報告)

第10条 取得等要求機関の長は、購入等業務予定及び工事工程等並びにそれらの進ちょく状況を把握するものとし、当該業務の進ちょく状況が部隊等の業務遂行に重大な支障を与えるおそれがある場合には、速やかに航空幕僚長(施設課長気付)

に報告するものとする(登録外報告)。

第 2 節 部 隊 施 工 工 事

(実施計画書の作成等)

- 第11条 部隊施工工事の実施者は、訓令第16条第3項の規定に基づく実施計画書の作成に当たって、あらかじめ供用事務担当官及び基地業務担当部隊等の長と調整するとともに、必要に応じ、地方防衛局長等の技術的協力を得るものとする。
- 2 前項の実施計画書は、工事契約予定日の60日前までに順序を経て航空幕僚長(施設課長気付)に申請するものとする。

(記録の整理保管)

第12条 部隊施工工事の実施者は、当該工事の実施に伴う予算使用状況、材料使用明細及び工事日誌等施工に関する諸記録を整理保管するものとする。

第 3 節 部 隊 外 注 工 事

(部隊外注工事の実施者)

第13条 訓令第20条に規定する幕僚長等の指定する者(以下「部隊外注工事の実施者」という。

)は、部隊外注工事を計画し、及び実施する基地業務担当部隊等の長(別に通達で定めるものを除く。)をいう。

(部隊外注工事の実施者の業務)

- 第 1 4 条 部隊外注工事の実施者は、当該工事に係る基本計画書が承認されたときから第 2 1 条第 2 項に規定する工事完成物件引渡書の送付までの間において、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 部隊外注工事の計画及び実施に関すること。
 - (2) 工事の実施に伴う諸手続に関すること。

(実施計画書等の作成)

- 第15条 取得等要求機関の長は、訓令第21条第1項に基づき実施計画書の作成を命ぜられた場合は、部隊外注工事の実施者に通知するものとする。
- 2 取得等要求機関の長は、訓令第21条第2項に 基づく実施計画書の作成に当たって、必要に応じ 地方防衛局長等の技術的協力を得るものとする。
- 3 前項の実施計画書は、工事契約予定日の60日前までに順序を経て航空幕僚長(施設課長気付)

に申請するものとする。

4 部隊外注工事の実施者は、供用事務担当官及び 基地業務担当部隊等の長と緊密な調整を図り、取 得等要求機関の長による実施計画書の作成に必要 な資料の提示等を行うものとする。

(部隊外注工事の実施通知)

- 第16条 取得等要求機関の長は、訓令第21条第 5項又は第6項に基づき、部隊外注工事の実施を 命ぜられた場合は、部隊外注工事の実施者に通知 するものとする。
- 2 部隊外注工事の実施者は、前項の通知を受けた場合には、速やかに工事を実施するものとする。(実施計画書の変更)
- 第17条 部隊外注工事の実施者は、実施計画書の変更を必要とする場合には、取得等要求機関の長に通知するものとする。
- 2 取得等要求機関の長は、前項の通知を受けた場合は、訓令第21条第7項に基づき、変更実施計画書を作成し、第15条の規定に準じて申請する ものとする。ただし、変更の程度が示達予算の範

囲内であり、かつ、実施計画書の趣旨に反しない場合には、当該工事の変更手続を省略することができる。

第 4 節 臨時的施設等の使用完了報告 第 1 8 条 取得等要求機関の長は、訓令第 2 2 条に 規定する臨時的な施設等の使用を完了した場合に は、その結果を航空幕僚長(施設課長気付)に報 告するものとする(登録外報告)。

第4章 工事の検査、受領、報告等 (直轄工事の完成検査の立会い等)

- 第19条 取得等要求機関の長は、地方防衛局長等の求めに応じ工事の完成検査に立ち会うものとする。
- 2 前項の立会いに際しては、工事図面等を基礎とし、その完成状況を確認するものとする。

(部隊施工工事の完成検査及び引渡し)

第20条 部隊施工工事の実施者は、工事の完成検査に際し、努めて地方防衛局長等の立会いを求めるものとし、当該検査終了後、速やかに別紙様式に定める工事完成物件引渡書を地方防衛局長等に

送付するものとする。

(部隊外注工事の完成検査、受領及び引渡し)

- 第21条 部隊外注工事の実施者は、会計法(昭和
 - 2 2 年 法 律 第 3 5 号) そ の 他 関 係 法 令 の 定 め る と
 - ころによる検査を行うものとする。
- 2 部隊外注工事の実施者は、部隊外注工事により 完成した施設を工事請負業者から受領した場合に は、速やかに別紙様式に定める工事完成物件引渡 書を地方防衛局長等に送付するものとする。

(瑕疵疑義の通知等)

- 第22条 使用隊等の長は、施行に起因すると推測 される構造又は機能上の瑕疵の疑いが生じた場合 は、供用事務担当官と調整の上、取得等要求機関 の長に申し出るものとする。
- 取得等要求機関の長は、訓令第31条第1項に 基づき通知に当たって、あらかじめ供用事務担当 官と協議するものとする。
- 3 取得等要求機関の長は、訓令第31条第1項の 通知を行い、又は同条第2項の調整若しくは通知 を受けたときは、航空幕僚長(施設課長気付)に

報告するものとする(登録外報告)。

第 5 章 雜則

(委任規定)

第 2 3 条 この達に定めるもののほか、この達の実施について必要な事項は、部隊等の長が定めるものとする。

附則

- 1 この達は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 航空自衛隊建設工事実施規則(昭和47年航空 自衛隊達第11号)は、平成19年8月31日限 り廃止する。

附則 (平成24年3月23日航空自衛隊達第 12号)

- この達は、平成24年3月26日から施行する。 附則(平成25年3月25日航空自衛隊達第 19号)
- この達は、平成 2 5 年 3 月 2 6 日から施行する。 附則 (平成 2 5 年 7 月 3 1 日航空自衛隊達第 6 7 号)
- この達は、平成25年8月1日から施行する。

附則 (平成 2 6 年 3 月 2 4 日 航 空 自 衛 隊 達 第 1 4 号)

- この達は、平成26年3月26日から施行する。 附則(平成28年1月29日航空自衛隊達第 20号)
- この達は、平成28年1月31日から施行する。 附則(平成29年6月23日航空自衛隊達第 27号)
- この達は、平成 2 9 年 7 月 1 日から施行する。 附則 (平成 3 1 年 3 月 2 6 日航空自衛隊達第 1 1 号)
- この達は、平成31年3月26日から施行する。附則(令和元年5月13日航空自衛隊達第1号)
- この達は、令和元年 5 月 1 3 日から施行する。 附則 (令和 5 年 3 月 1 6 日航空自衛隊達第 1 3 号)
- この達は、令和5年3月16日から施行する。

別表 (第2条関係)

取得等要求機関の長

取得等要求機関の長	要水機圏の長 担当基地等
第2航空団司令	千歳
第3航空団司令	三沢
北部航空警戒管制団司令	稚内 網走 根室 当別 奥尻島 襟裳 大
	湊 山田 加茂
北部高射群司令	長沼 八雲 車力
第6航空団司令	小松
第7航空団司令	百里
中部航空警戒管制団司令	入間 大滝根山 峯岡山 佐渡 輪島 御前
	崎・笠取山・経ヶ岬・串本
中部高射群司令	霞ヶ浦 習志野 武山 白山 饗庭野
硫黄島基地隊司令	硫黄島
第5航空団司令	新田原
第8航空団司令	築城
西部航空警戒管制団司令	春日 高尾山 見島 土佐清水 背振山 海
	栗島 福江島 高畑山 下甑島
西部高射群司令	高良台
第9航空団司令	那覇
南西航空警戒管制団司令	奄美大島 沖永良部島 久米島 与座岳 宮
	古島
南西高射群司令	恩納 知念
航空救難団司令	秋田 新潟
作戦システム運用隊司令	横田
第1輸送航空隊司令	小牧
第3輸送航空隊司令	美保
航空気象群司令	府中
第1航空団司令	浜松
第4航空団司令	松島
第11飛行教育団司令	静浜
第12飛行教育団司令	防府北
航空教育隊司令	防府南
航空中央業務隊司令	市ヶ谷
幹部学校長	目黒
幹部候補生学校長	奈良

第3術科学校長	芦屋
第4術科学校長	熊谷
第2補給処長	岐阜
第2補給処十条支処長	十条
第4補給処高蔵寺支処長	高蔵寺
第4補給処東北支処長	東北町
第4補給処木更津支処長	木更津

発 簡 番 号 発簡年月日

○○防衛局(支局)長 殿

実施者 官職 氏名

印

部隊施工

工事完成物件引渡書

部隊外注

- 1 工事名
- 2 所在地
- 3 口座名
- 4 供用事務担当官
- 5 物件

番号	項目	構造	単 位	数量	備考

- 6 引渡年月日
- 7 完成検査官
- 8 工期
- 9 用途及び利用計画
- 10 使用予算科目
- 11 使用予算額
- 12 参考事項
- 13 添付書類等